



「梯川協議会」が河川協力団体に指定されました。

～ 石川県内では初めての指定団体となります ～

北陸地方整備局では国が管理する河川で活動する河川協力団体の募集を行い、申請のあった団体について審査し、河川協力団体として指定しています。

このたび、金沢河川国道事務所管内の梯川で河川美化活動に取り組まれている「梯川協議会（会長：松島英治）」が河川協力団体に指定されました。北陸地方整備局管内では19団体目、石川県内では初めての指定団体となります。

3月18日（日）に行われる「第29回梯川ゴミ拾い＝こまつ水辺クリーンデー」において、金沢河川国道事務所から指定証の伝達を行います。

【指定証伝達式】

日 時： 平成30年3月18日（日） 午前7時～ ※

※ゴミ拾い出発式の中で、河川協力団体指定証の伝達を行います。

なお、強風・強雨等の荒天時は3月25日（日）に延期となります。

場 所： 大川町会館前 （小松市大川町1丁目）

【団体の活動概要】

梯川協議会（会長：松島英治）は小松市の市街地を流れる梯川において、「①美しい川を守り育てる。②川に集まり賑わう。③川に学びふれあう。」を活動の目標とし、地域の学校や町内会等と連携して活動されています。

特に、平成16年からは、毎年春・秋に千人規模の市民参加によるゴミ拾い活動を行い、梯川の環境・景観の保全、啓発に貢献されています。



『河川協力団体制度』とは、 ※別添資料参照

自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間の団体を河川管理のパートナーとして指定し、その活動を支援・促進することにより、地域の実情に応じた河川管理の充実を図るものです。

平成25年度に制度化され、昨年3月時点で全国では248団体が指定されています。

お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所河川管理課

ダイヤル 076-264-9916

総括地域防災調整官 古山 利也

または 河川管理課長 谷川 健一

河川協力団体制度について

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付け、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。